

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

か ず が い し しゃ か い ふ く し じ む し ょ
春日井市社会福祉事務所

か ず が い し けん こう ふ く し ぶ せい かつ し え ん か ほ ご た ん と う
(春日井市健康福祉部生活支援課保護担当)

ゆうびんばんごう

郵便番号486-8686

か ず が い し と り い ま つ ちょう ちょうめ ばんち
春日井市鳥居松町5丁目44番地

でんわ

電話0568-85-6192・6193

生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条の理念に基づいて、国が暮らしに困っているひとびとに対し、その困っている状況や程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日でも早く自分たち自身の力で生活していけるように手助けすることを目的としています。

病気や怪我、その他の理由で収入がなくなり、生活に困ったときに、生活費や医療費などの支援をするものです。

保護を受ける人は、それぞれが自分たちの生活のために、あらゆる努力をする必要があります。

保護を受けるには

生活保護は、国民の権利として受けることができますが、保護を受けるためには、あなたや家族の皆さんがそれぞれの能力に応じて最大限の努力をすることが前提です。

そのような努力をしても最低生活を営めない場合に、初めて保護を受けることができます。

保護を受けるためには、次のとおり努力することが必要です。

1 能力の活用について

働ける人は、能力に応じて働いてください。

2 資産の活用について

生活必需品以外で活用できる資産は、処分して生活費に充ててください。

3 扶養義務者について

親子、兄弟姉妹などからの援助が優先されます。

4 他の制度について

年金や手当等、他の法律や制度で給付を受けることができるものがあれば、そちらを受けてください。



預貯金、生命保険、生活に直接必要のない土地・家屋などは、原則として持つことを認められていません。
また、自動車・バイクの所有や使用をすることも、原則として認められていません。

なお、次の人は、原則として生活保護が適用されません。

- 年金担保貸付を利用している人
- 申請書等により暴力団員であることが確認された人



保護の手続きの流れ

相談

生活保護は、申請によって行われます。生活にお困りで保護を希望される人は、社会福祉事務所(健康福祉部生活支援課保護担当)にご相談ください。
地域の民生委員も、ご相談に応じています。

申請

保護を申請される場合は、保護申請書と必要書類を社会福祉事務所へ提出してください。

調査

社会福祉事務所の地区担当員(ケースワーカー)があなたの家等に伺い、生活状況や保護を受ける要件を満たしているかを調査します。

- ・銀行、生命保険会社等への資産調査
- ・年金、手当、雇用保険等の他の公的制度の調査
- ・ご親族からの援助の可否等、扶養能力調査 など

決定

調査結果をもとに、申請から14日以内(特別な理由があるときは、30日以内)に保護の要否を決定し、文書で通知します。

保護を受けることができる場合は、「保護決定通知書」を送ります。

この通知書には扶助の種類や扶助額(保護費として支給する金額)が記載してあります。

保護を受けることができない場合は、「保護却下通知書」を送ります。

この通知書には、保護を受けられない理由が記載してあります。

保護のしくみと保護を受けたとき

生活保護は、あなたとあなたの家族が一日も早く現状の生活から立ち直る（自立更生）お手伝いをするものです。

しかし、自立更生の主役はあなた自身ですから、自らが主体になって地区担当員に相談するよう努めてください。事前に相談がない場合は、社会福祉事務所が対応できないことがありますので、十分ご注意ください。

保護のしくみ

最低生活費（保護基準額）は、国（厚生労働大臣）が家族の人数や年齢などの状況によって、基準額を定めています。この基準額とあなたの世帯（あなたと同一の世帯と認められている人）の全ての収入を比べて、基準額を下回る場合に、生活保護に該当します。

なお、最低生活費は、生活扶助などの8つの扶助のうち必要な扶助を足して算出します。

生活保護は、原則として「世帯単位」で受けます

世帯とは、世帯員が「一緒に居住していて、生計をともにしている」状態のことと言います。血縁関係や婚姻関係がなくても、世帯としての実態があれば、保護の要否判定や保護費の支給が受けられます。

収入とは

あなたの世帯の全ての収入であり、給料、手当、賞与、仕送り、年金、保険金、傷病手当金など金銭によるものやその他商品券やプリペイドカード等現物で支給されるもの、作物など物によるものも含まれます。

なお、働いて得た収入は、収入に応じた額を控除し収入として認定しますので、収入額が多いほど控除額は多くなり、手元に残るお金が多くなります。

ほご 保護のしくみを例示すると次のとおりです。

れい 例1 しゅうにゅう まった ばあい
収入が全くない場合

さいていせいかつひ 最低生活費			
せいかつふじょ 生活扶助	じゅうたくふじょ 住宅扶助	きょういくふじょ 教育扶助	いりょうふじょ 医療扶助
せいかつ ほご ひ 生活保護費			

れい 例2 いくらかの しゅうにゅう ばあい
収入がある場合

さいていせいかつひ 最低生活費			
せいかつふじょ 生活扶助	じゅうたくふじょ 住宅扶助	きょういくふじょ 教育扶助	いりょうふじょ 医療扶助
せたい ぜんしゅうにゅうにんていがく 世帯の全収入認定額		せいかつ ほご ひ 生活保護費	

れい 例3 しゅうにゅう いりょうひ しはら こんなん ばあい
収入はあるが医療費の支払いが困難な場合

さいていせいかつひ 最低生活費			
せいかつふじょ 生活扶助	じゅうたくふじょ 住宅扶助	きょういくふじょ 教育扶助	いりょうふじょ 医療扶助
せたい ぜんしゅうにゅうにんていがく 世帯の全収入認定額			ほんにん 本人 しはらいがく 支払額
			せいかつ 生活 ほごひ 保護費

いりょうきかんとく いりょうひ いちぶ しはら
医療機関等に医療費の一部を支払うこととなります。

れい 例4 せいかつ ほご う ばあい
生活保護が受けられない場合

さいていせいかつひ 最低生活費			
せいかつふじょ 生活扶助	じゅうたくふじょ 住宅扶助	きょういくふじょ 教育扶助	いりょうふじょ 医療扶助
せたい ぜんしゅうにゅうにんていがく 世帯の全収入認定額			



保護の種類

一定の条件や上限の範囲内で、次の扶助を受けることができます。

生活扶助

衣食、光熱水費等の日常生活に必要な費用

※ 特別な要件を満たす方は、加算があります。

児童養育加算(高校生以下)、母子加算(ひとり親世帯等)、障がい者加算(重度の障がい者等)など

※ 入院や介護施設に入所した場合、入院患者日用品費、介護施設入所基準生活費に切り替わります。

医療扶助

入院や通院に伴う医療や薬の費用
治療材料(コルセット等)、施術費用
通院費(バス・電車等)

介護扶助

居宅介護・施設介護など介護サービスを利用する費用
福祉用具を購入する費用、移送費

出産扶助

病院などで出産する費用

生業扶助

就職に必要な技能修得や資格
を取得するための費用、高等学校等への就学費用

住宅扶助

必要な家賃又は地代(共益費、管理費は除く)、引っ越しの際の敷金、契約更新料

教育扶助

義務教育に必要な学用品費(クラブ活動やボランティア活動の費用を含む。)や給食費等

葬祭扶助

葬儀を行う費用

一時扶助(臨時的最低生活費)

一時的に費用が必要となったが、日々のやりくりでは賄えない場合、毎月の保護費に加えて臨時的に支給できることがあります。

※ 被服費(おむつ代等)、小中学校の入学準備金など

就労自立給付金

安定した職業に就いたことにより、生活保護を必要としなくなった人に支給できる場合があります。

進学・就職準備給付金

高等学校等の卒業後、すぐに大学等に進学する人、または、すぐに安定した職業に就くなどして生活保護を必要としなくなる人に支給できる場合があります。

生活保護を受けたときの手続き

保護を受けると市民税、固定資産税、NHKの放送受信料などが減免されるため、必要に応じて関係機関で手続きをしてください。国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入している人は、保険証が使えるためお返しください。福祉医療の受給者証をお持ちの方もお返しください。

生活保護利用中の権利と義務

【権利】保障されていること

保護を受けている人（受けようとする人）には、次の権利があります。

- 1 正当な理由がなければ、既に決定された保護について不利益に変更されることはありません。
- 2 支給された保護金品については、課税されません。保護金品及びこれを受ける権利を差し押さえられることはありません。
- 3 社会福祉事務所長が行った保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定処分に不服がある場合は、その決定を知った日の翌日から3か月以内に、審査庁に対して審査請求できます。ただし、外国人は対象となりません。

【義務】守っていただきたいこと

生活保護は、あなたとあなたの家族が自立して生活していけるようにするのが目的ですので、次のことを守ってください。

- 1 保護を受ける権利を他人に譲ることや担保にすることはできません。
- 2 能力に応じて働き、生活の維持向上に努めてください。また、病気で働けない人は、医師の指示に従って一日でも早く治すように努力してください。
- 3 親子、兄弟姉妹など扶養義務がある人からの援助や、他の制度から得られる手当などの活用に努めてください。

4 次のことが生じた場合は、直ちに届け出てください。

(1) 収入が増えたとき、減ったとき

給料や賞与だけでなく、年金、手当、生命保険金、仕送り、遺産の相続などの臨時的収入も含まれます。また、仕事を始めるとき、変わるとき、辞めるときもあらかじめ届け出てください。

なお、収入（無収入も含む）については、定期的に「収入申告書」や「資産申告書」を提出する必要があります。

■高等学校等に通うお子さんの収入について

お子さんのアルバイト等の収入も収入申告の対象になりますので、必ず届け出てください。

■虚偽の申告や保護費の不正受給をしないでください

生活保護受給者の収入申告については、自治体に提出された給与支払報告書等と突合します。

虚偽の申告、申告をしない及び申告が遅い場合、当該期間における保護費の不正受給と判断し、支弁した保護費を徴収します。

悪質な場合には、最大で不正受給した金額に40%を上乗せして徴収するとともに、生活保護法第85条による罰則（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）や刑法第246条の詐欺罪（10年以下の懲役）により処罰されることがあります。

また、生活保護法第63条 返還金等を滞納した場合、生活保護廃止後については、裁判手続きによる強制執行や国税徴収の例による滞納処分（給料や預金の差押え等）をすることがあります。

(2) 転入、転出、出生、死亡などで家族や同じ世帯の人の構成に変動があった場合（死亡以外の場合には、事前に連絡してください。）

(3) 病気等で医療機関に受診や入退院したとき、介護施設等に入退所したとき

(4) 家賃や地代が変わったとき

(5) 障がい年金、障がい者手帳、特別児童扶養手当等を取得又は等級が変更したとき

障がい年金、障がい者手帳、特別児童扶養等手当を取得した場合、
その等級に応じた加算を認定できる場合があります。

また、既に資格を持っている方が、更新に伴い等級が変更となること
で、加算額が変更となったり、加算対象ではなくなる場合があります。

5 資産や稼働能力があるにも関わらず、急迫した事情などのために保護
を受けた場合は、保護費を後から返還していただきます。

6 あなたの生活状況を正確に把握し、自立に向けて正しく保護をするた
めに行う社会福祉事務所の指示や指導には、必ず従ってください。

それに従わないときは、保護を受けられなくなる場合があります。

7 収入や家族のことなどについて、事実と異なる届け出や、調査を拒ん
だり、不正を行った場合は、保護を受けられなくなったり、罰せられるこ
とがあります。



病院等にかかりたいとき

「傷病届」を社会福祉事務所に提出してください。

傷病届を提出後に、マイナンバーカードを病院等の窓口で掲示し、オ
ンライン資格確認を行うことで受診できます。

なお、マイナンバーカードを持っていない方や、受診する病院等がオンラ
イン資格確認に対応していないときなど、オンライン資格確認を行うことが
困難な場合は、社会福祉事務所が発行する「医療券」や「調剤券」を病院等
の窓口に出すことにより受診できます。

※ マイナンバーカードは受診のたびに掲示する必要があります。

※ 傷病届は、出張所（東部市民センター、高蔵寺ふれあいセンター、
味美ふれあいセンター、坂下出張所）でも受け付けています。

※ 次の場合は、地区担当員に連絡してください。

- (1) マイナンバーカードを新しく取得したとき
- (2) 有効期限が切れた電子証明書を更新したとき
- (3) 健康保険の取得、喪失をしたとき
- (4) 傷病届の提出ができないとき

■ 急病等になった場合。休日・夜間に受診する場合。

急病であたなや家族が社会福祉事務所の窓口に来られない場合は、社会福祉事務所に電話でご相談ください。また、休日・夜間の場合は、後日すぐに社会福祉事務所で「医療券」の手続きをしてください。

なお、急病等で医療券を持たず医療機関に受診する場合、最新の「保護変更決定通知書」を提示し、受給者であることを伝えることもできます。

柔道整復、あんま、マッサージ、はり・きゅうは、柔道整復師による打撲又は捻挫の手当て及び脱臼又は骨折の応急手当を除き、医師の指示がなければ受けることができません。受診を希望する場合は、事前に社会福祉事務所に相談ください。

お子さんが修学旅行などで遠くの病院等にかかった場合は、医療機関の名称、所在地、電話番号などを社会福祉事務所に連絡してください。また、受給証明書を事前に受け取ることもできます。

お薬については、医師が専門的な判断に基づいて、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として、後発医薬品を使用してください。

介護扶助を受けたいとき

- 1 介護保険の被保険者の場合（原則自己負担はありませんが、収入によっては自己負担が生じる場合があります。）
 - (1) 介護・高齢福祉課に要介護度等認定審査の申請をしてください。
 - (2) 要介護度等認定を受けたら、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）を自分で選び、ケアプランを作ってもらってください。
 - (3) 居宅介護支援事業所に、ケアプラン及びサービス利用票を生活支援課へ提出するよう委任してください。
- 2 40歳から64歳で介護を必要とする方は、生活支援課に連絡してください。生活保護を受ける（受けている）ほとんどの方は、介護保険の資格がなくなりますが、介護保険と同等の介護サービスを受けることができます。

なお、障がい福祉サービスで同等のサービスを受けることができる方は、障がい福祉サービスを優先して利用してください。



健診・がん検診を受けたいとき

健診は、受診日において40歳以上の生活保護受給者で医療保険未加入者が受けることができ、がん検診は、40歳以上（子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は30歳以上）の市民が受けることができます。

健診・がん検診は受診券が必要です。健診等の場所や費用、期限、内容は受診券を確認してください。

健診・がん検診に関する問い合わせは、健康増進課（電話0568-85-6166）です。

子どもの学習・生活支援について

春日井市では、家庭の事情等により学習の機会を得ることが困難な中学生を対象に、教育の機会の均等と学習に必要な環境整備を図るため、こどもの学習・生活支援事業を実施しています。

当事業に関する問い合わせは、地域共生推進課（電話0568-85-6364）です。

生活上の問題で困ったとき

こんなときは地区担当員や民生委員・児童委員へご相談ください。

1 家族の人の介護や子どもの養育などで困っているとき
（保育園、老人ホーム、母子の家などに入所したいとき）

2 自立のために技能を身につけたいとき

3 転居・転出をするとき

4 子が高等学校や専修学校などに進学したいとき

5 毎月支給される保護費ではまかないきれない支出がある場合

※ 条件や上限の範囲内で、一時扶助費を支給できる場合があります。

6 その他、何か困ったときや知っておいてほしいことがあったとき



©Kasugai City 2008
書のまち春日井「遊風くん」

ほごひ しきゅう 保護費の支給について

しきゅう び まいつきいつか
支給日は 毎月5日 です

いつか どようび にちようびおよ しゅくきゅうじつ ちやくぜん へいじつ
5日が土曜日、日曜日及び祝 休日のときは直前の平日となります。

※ がついつか にちようび ばあい がつ にち
1月5日が日曜日の場合は、12月27日となります。

ちく たんとういん 地区担当員（ケースワーカー）とは

しゃかいふくしじむしょ たんとう ちく たんとういん ちく たんとういん
社会福祉事務所には、あなたを担当する地区担当員がいます。地区担当員は、
あなたの家庭を訪問し、相談や指導、じょうげん ひつよう ちょうさ
助言、必要な調査をします。

また、みんせい いん じどう いん はじ かんけいき かん きょうりょく え
民生委員・児童委員を始めとした関係機関の協力を得て、あなたの
じりつ
自立のためにできる限りの支援をします。

○ あなたの地区の民生委員・児童委員は

し め い
氏 名

○ あなたの地区担当員（ケースワーカー）は

し め い
氏 名



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

ゆうびんばんごう
郵便番号 486-8686

じゅうしょ かすがいしとりいまつちょう ちょうめ ばんち
住 所 春日井市鳥居松町 5丁目44番地

で ん わ
電 話 0568-85-6192・6193